

長期優良住宅認定に係る Q&A

Q1：車庫が一体となった住宅の「建て方」の扱いはどうなりますか。

A1：一戸建て住宅となります。（令和３年 11 月 17 日から適用）

Q2：規模の基準面積の算定に、自動車車庫（インナーガレージを含む）、バルコニー、ポーチ等の部分は算入されますか。

A2：算入されません。